

令和6年度 第1回山形市救急救命業務検証会議 次第

日時：令和6年8月19日（月）
午後1時30分から午後3時
場所：山形市立商業高等学校
ミーティング室
進行：通信指令課 課長補佐

1 開会

2 市長あいさつ

3 出席者紹介

4 座長選出

5 検証

- (1) 指令業務の課題への取り組みについて (通信指令課)・・・会議資料1
- (2) 救急救命士の継続教育病院実習の改善に向けた取り組みと今後の展望について (救急救命課)・・・会議資料2

6 報告

映像通報システム（Live119）の運用について（通信指令課）・・・会議資料3

7 次回の会議等について

8 閉会

第1回山形市救急救命業務検証会議出席者名簿

1 会議構成員

(五十音順 敬称略)

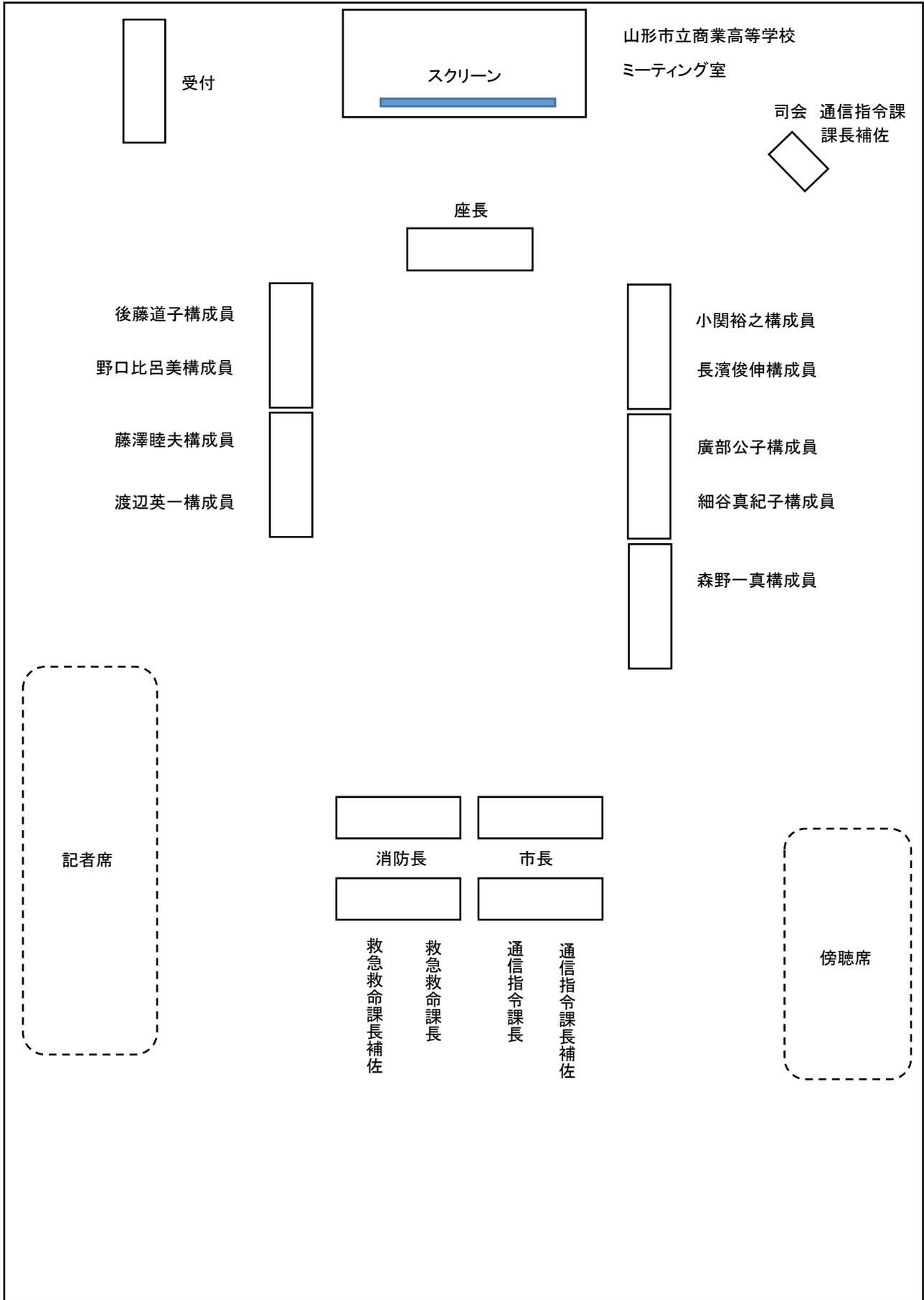
	氏名	所属等	分野	出欠
1	かなや とおる 金谷 透	山形市医師会 会長	医療関係者 (救急救命に精通)	欠席
2	こせき ひろゆき 小関 裕之	山形新聞社 総務編集兼報道部長	報道関係者	出席
3	ごとう みちこ 後藤 道子	山形県看護協会 常任理事	医療関係者	出席
4	ながはま としのぶ 長濱 俊伸	仙台市消防局 警防部 指令課長	消防関係者 (通信指令に精通)	出席
5	のぐち ひろみ 野口 比呂美	やまがた育児サークルランド 代表	市民代表	出席
6	ひろべ きみこ 廣部 公子	元山形市女性団体連絡協議会 副会長	市民代表 あり方検討会委員	出席
7	ふじさわ むつお 藤澤 睦夫	山形市老人クラブ連合会 会長	市民代表	出席
8	ほそや まきこ 細谷 真紀子	応急手当指導員	市民代表	出席
9	もりの かずま 森野 一真	山形県立河北病院 救急科	医療関係者 (救急救命に精通) あり方検討会委員	出席
10	わたなべ えいいち 渡辺 英一	山形市自主防災組織連絡協議会 会長	市民代表	出席

2 山形市

- ・ 市長 佐藤 孝弘
- ・ 消防長 浅井 幹太
- ・ 通信指令課長 荒井 政博
- ・ 救急救命課長 清野 康浩
- ・ 通信指令課長補佐 海野 裕二
- ・ 通信指令課長補佐 村山 裕二
- ・ 救急救命課長補佐 西村 将輝

令和6年度 第1回山形市救急救命業務検証会議 席次

出入口



山形市救急救命業務検証会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 市民生活のさらなる安全安心の向上に向けて、より望ましい救急救命業務のあり方について、専門的な見地や市民目線での意見等から多角的な検証を行い、山形市における救急救命業務の充実・強化を図るため、山形市救急救命業務検証会議（以下「検証会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 検証会議の構成員（以下「構成員」という。）は、救急救命業務に関し専門的な知識を有する者、学識経験者及び市民の代表等のうちから、検証会議を開催しようとするたびに消防長が依頼する。

2 構成員の数は、10人以内とし、より地域に密着した市民の意見を反映させるため、構成員のうち半数以上は市民の代表等とする。

3 任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(検証事項)

第3条 検証会議は、その目的を達成するため、次に掲げる事項について検証する。

- (1) 救急需要への対応に関すること。
- (2) 通信指令員の教育・研修体制に関すること。
- (3) 救急隊員の教育・研修体制に関すること。
- (4) 市民に対する応急手当の普及啓発に関すること。
- (5) その他必要な事項

(運営)

第4条 検証会議における検証を円滑に行うため、構成員の互選により座長を1人選出する。

2 座長は、検証会議の進行を担当する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検証会議について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

令和4年3月16日一部改正。

指令業務の課題への取り組み

『指令課員は現場に行かなくとも、常に最先着の救急隊員である』という高い意識を持ち業務を行う必要がある。119番通報者にとっては、非日常的な事態が発生し、混乱している状況での通報となるため指令課員は冷静かつ迅速に必要な情報を得るといって極めて困難な業務を行うと同時に、必要な応急処置を口頭で依頼する重要な業務であることから、以下の5項目の課題への取り組みの内、1の「指令時間の迅速化」について検証した。

1 指令時間の迅速化

救急要請事案については、受信から出動指令までの目標時間を平均60秒とし、正確かつ迅速な指令となるよう初動体制を確立する。聴き取りポイントを明確にし、時間の短縮と技術の向上に努める。

2 119番通報受付要領の統一

出動指令運用基準(フローチャート形式)に基づき、一問一答形式による聴き取りを行う。また、わかりやすい言葉による聴き取りに心がけ、常に市民に寄り添う意識を持ち通報者に対する接遇(敬語と言葉遣い)を徹底する。

3 要請場所と災害種別の決定

要請場所の決定は、二点確認方式とし、複数の目標物から場所の絞り込みを行わない間違いの防止を図る。災害種別の決定は出動指令運用基準(フローチャート形式)に基づくものとする。

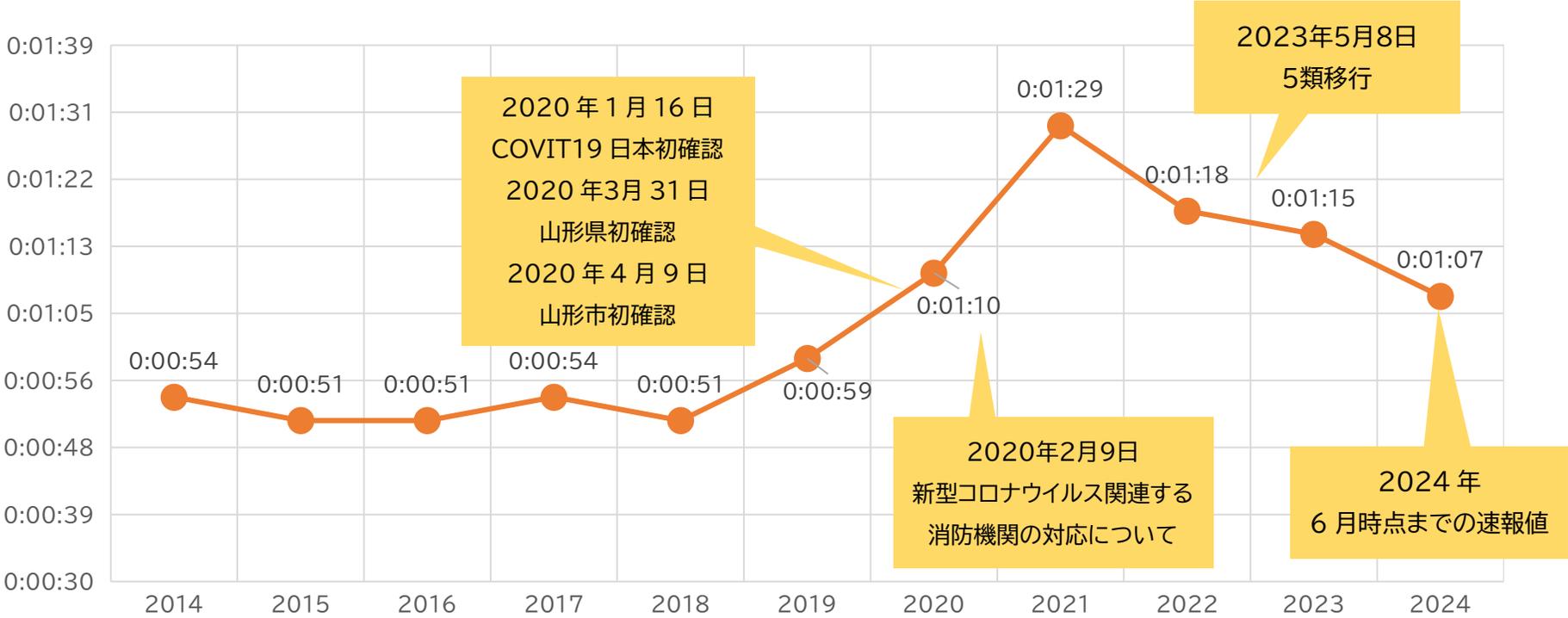
4 通報者等への口頭指導の統一

各種実施基準等に基づき、救急要請受信時の口頭指導プロトコールに沿った的確な指導を実施する。

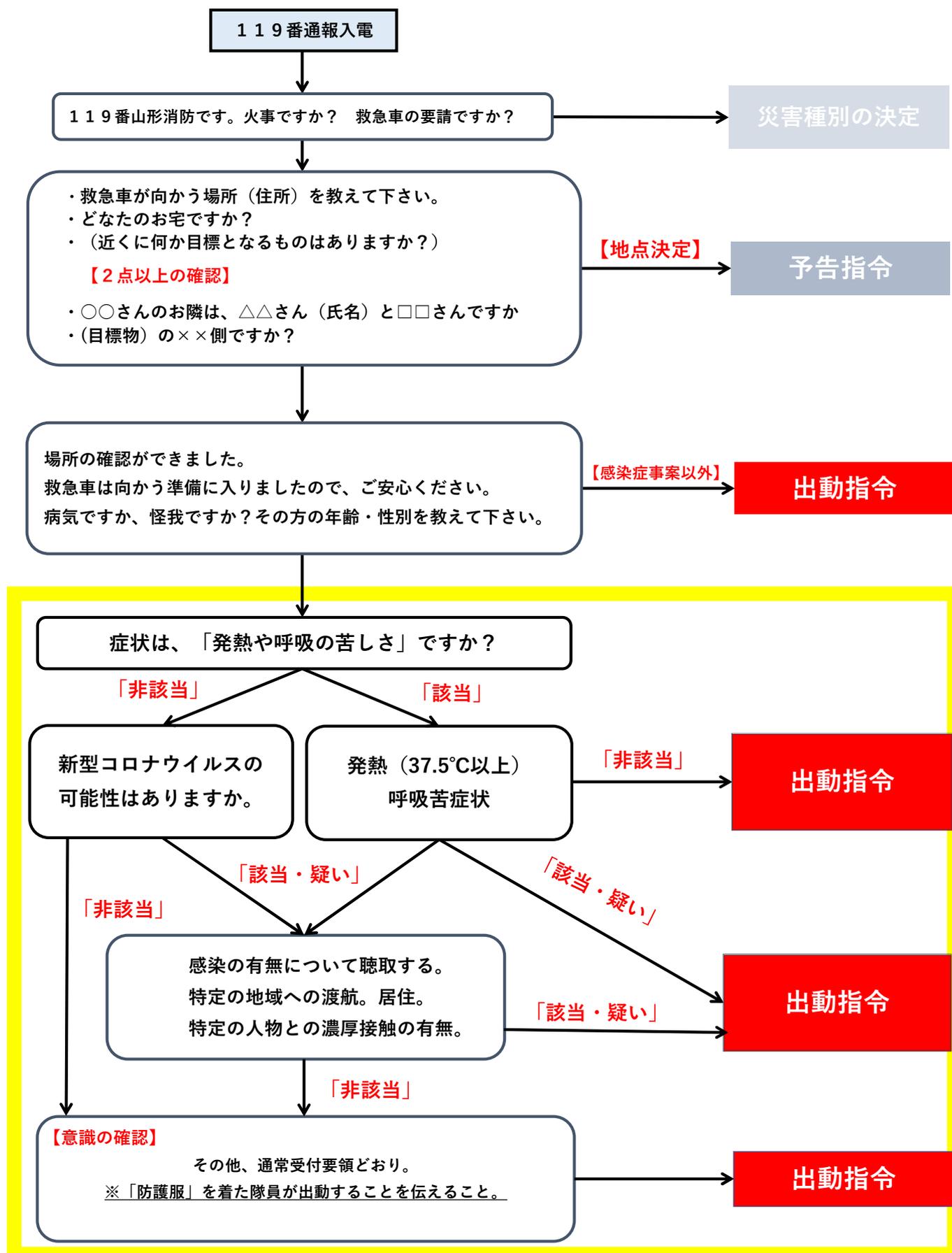
5 研修体制の強化

指令課員は高い知識と技術が求められるため、年間計画により指令課員研修・救急隊症例検討等に参加し、電話聴き取りと口頭指導技術の向上に努める。

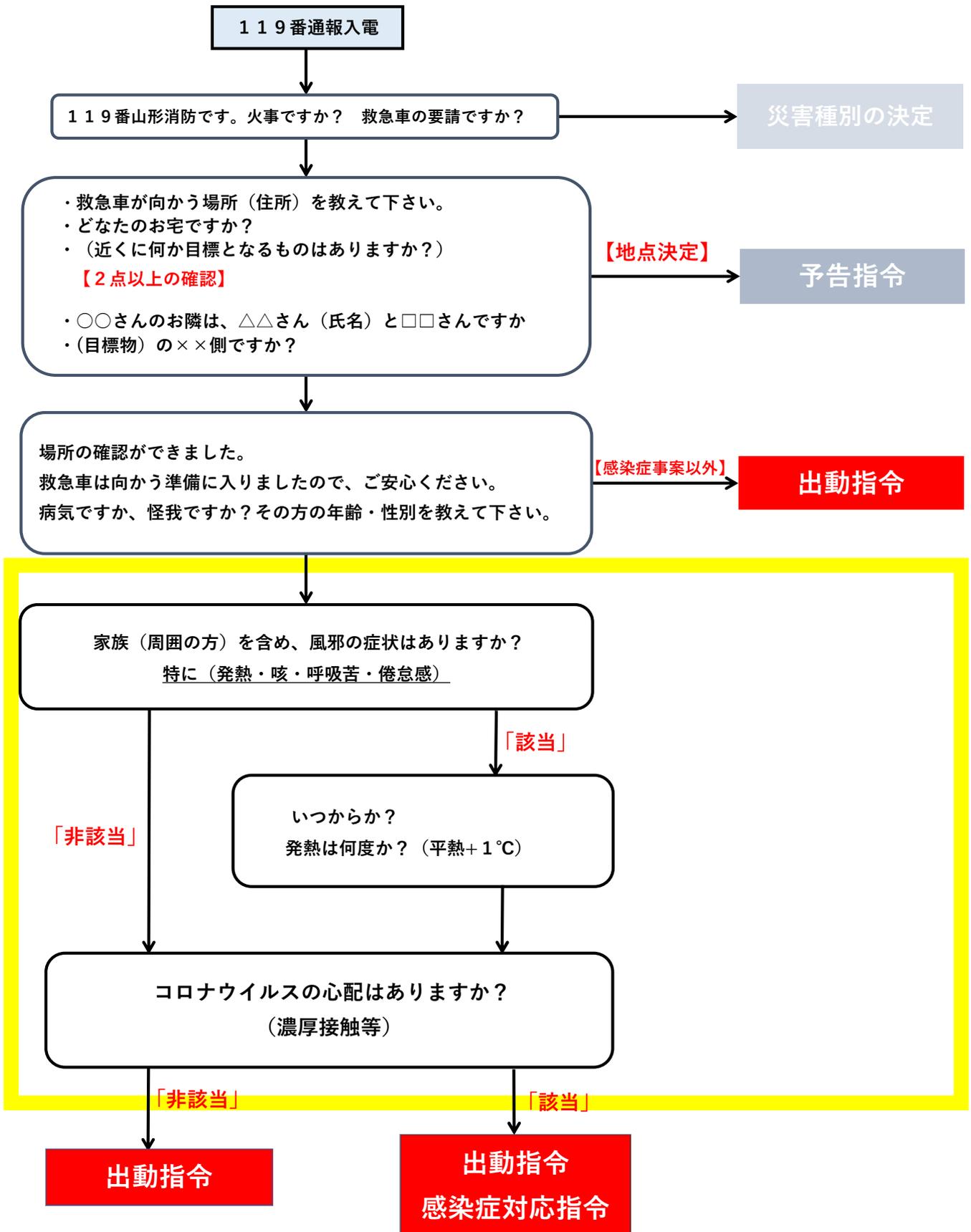
入電から指令までの時間統計の推移【2014年～2024年6月末時点の速報値】



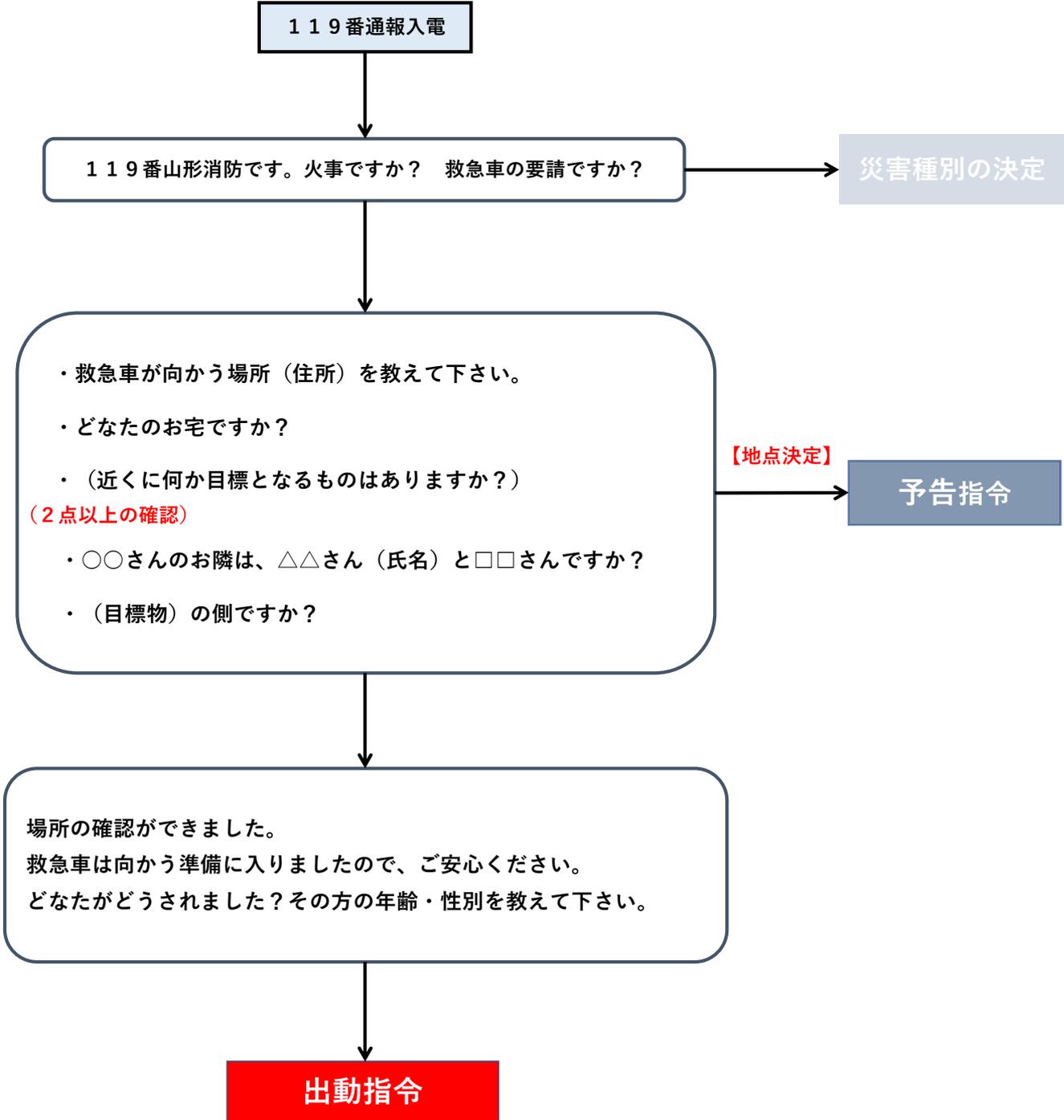
119番通報受付要領 (COVID19 初期・流行期)



119番通報受付要領 (COVID19 5類移行前) ※令和5年度末迄



119番通報受付要領（救急要請対応）



救急救命士の継続教育病院実習の改善に向けた取り組みと今後の展望について

(救急救命課)

1 背景

救急隊は常に「質の高い救急サービス」を市民に提供する使命があり、中でも救急救命士は救命率向上のため、気管挿管や静脈路確保（点滴）といった高度な救急救命処置を実施できる技能を備え、当本部では現在58名を救急隊へ配置している。

救急救命士には、その資質・技能維持のため、1人当たり2年間で80時間の病院実習が義務付けられている。当本部における救急救命士の継続教育のための病院実習については、平成22年度から救急救命士3名が救急車で出向し、8時30分から17時15分の間、救急車を医療機関に配置した状態で救急室内での実習を行い、救急要請時は出動するという方式を長らくとっていたが、救急出動していることで十分な実習時間を確保することが出来ず、本来の目的である「救急救命士の資質の向上、救急救命処置の技能維持」の達成が困難な状況となっていたことから、より効果的な病院実習の実施方法を検討した。

2 課題

(1) 実習時間の確保困難

これまでの実習体制では、複数の救急救命士が同時に同じ指導を受けることができ、救急事案によっては指導医が救急車に同乗し、救急現場で直接指導を受けることができるなどの効果を期待していたが、救急出動件数の増加等の影響で、病院実習中の院内滞在時間が8時間の実習時間のうち概ね3時間程度となっており、十分な実習時間を確保できていなかった（図1）。

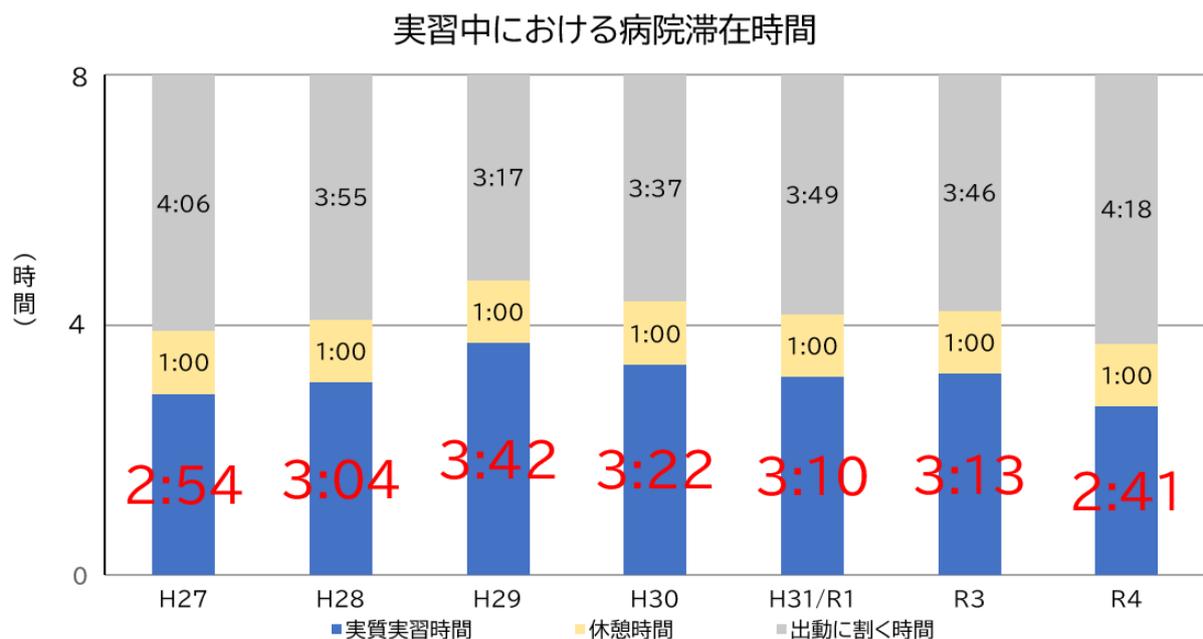


図1 病院実習中における病院滞在時間の推移（平成27年度～令和4年度）

(2) 救急患者に対する処置回数の確保困難

実習時間が短いうえ、医療機関との間に明確な方針を基にした実習カリキュラムが設定されていなかったことから、実習中に救急患者に対する処置回数が少なく、特に静脈路確保の実施については3病院のうち2病院で実施が一度もない状況となっていた。

(3) 静脈路確保成功率の低迷

病院滞在時間が短く、救急患者対応の機会が極めて少ない状況であったため、救急救命処置の経験を積むことができず、救急現場における救急救命士の静脈路確保成功率は概ね55%前後という低い水準で推移しており、近年は低下傾向となっていた。

3 課題解決への新たな取り組み

(1) 実習方式の変更

令和5年度から、これまでの「救急車を医療機関に配置した状態で救急救命士3名が救急室内での病院内実習を行い、救急要請時は出動する」という方式を廃止し、救急救命士1名が救急出動しない状況で実習を行う方式に変更した。

(2) 実習内容の変更

総務省消防庁救急企画室より発出されている「救急救命士の再教育に係る病院実習の手引き」の「病院実習の細目」を実習カリキュラムとして実習内容の充実を図り、特に静脈路確保等の救急救命処置を十分に履修できる内容とした。

4 新たな取り組みの効果

(1) 実習時間の確保

救急救命士が1名で出向する方式に変更したことで、救急出動と切り離れた状態で実習を行うことが可能となり、十分な実習時間を確保することができた。

(2) 救急患者に対する処置回数の増加

実習方式及び実習内容を変更したことで、救急患者に対する静脈路確保の実施回数が実習医療機関全てで大幅に増加した（図2）。

医療機関	実習回数/年	実習人数/年	平均患者対応数/日	静脈路確保 実施数（変更前）	静脈路確保 実施数（変更後）
A病院	30回	90人	1.9人～3.6人	0.06回/1人	23.27回/1人
B病院	20回	60人	2.0人	過去5年で0回	7.8回/1人
C病院	30回	90人	1.5人～2.3人	過去5年で0回	5.6回/1人

図2 病院実習中の静脈路確保実施回数の変化

(3) 実習満足度の上昇

各救急救命士の所感からは、処置実施回数の増加に関することに加え、病院内での検査に関することや、患者に対する接遇、搬送症例の検証、医師・看護師とのコミュニケーションなど、様々な学びや発見を得たという職員が多くおり、実習満足度が向上したことが窺えた。

(4) 静脈路確保の実施成功率の上昇

全救急救命士の静脈路確保の成功率は概ね55%前後という低い水準で推移しており、近年は低下傾向にあったが、今回の病院実習で技術研鑽の場が提供されたことで、技能の向上が図られ、令和5年の成功率は飛躍的に上昇した（図3）。

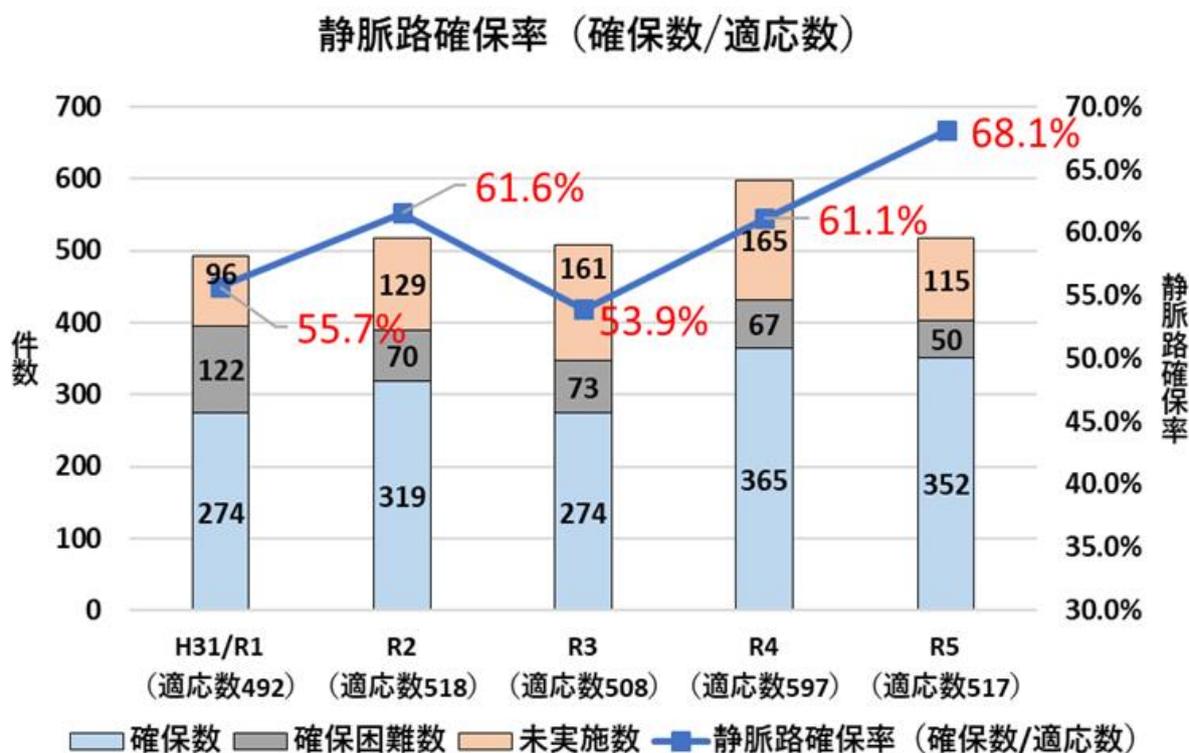


図3 静脈路確保率の推移（過去5年）

5 新たな取り組みにおける課題

(1) 出向人員の調整

救急救命士1名が日勤体制で5日間連続の実習を行う方式に変更したことから、特に人員の少ない出張所では、救急救命士1名が不在となる期間の人員調整に苦慮したとの意見が多く寄せられた。

(2) 実習内容の偏り

救急室での実習では救急搬送者数に偏りがあるため、特に救急救命処置の実施という観点においては、どの医療機関で実習するかによる内容の格差が生まれた。

(3) 実習評価の見直し

今回の実習で使用した実習評価表については、個別評価項目を4つに分け、それぞれ◎・○・×の3段階で評価、総合評価をA・B・Cの3段階で評価することとし、最後に指導医からコメントが記載される様式を作成したが、総合評価A、個別評価全て◎の職員が大多数を占めた。コメントについては、具体的な指摘はごく稀であり、ほとんどが「さらなる技術向上に努めること」といった抽象的な内容や「問題なし」といった記載であったため、実習のフィードバックとしては不十分と思われた。

6 令和6年度からの修正内容

(1) 出向方法の修正

職場内での出向人員の調整を改善することを目的として、1人あたり5日間連続の実習から、1～2日ずつの合計5日間の出向方式へ変更するとともに、救急救命士の経験年数に応じて実習目的を定め、それぞれのレベルに応じた実習となるように実習先医療機関を振り分けた。

ア 静脈路確保の手技研鑽を目的とした病院実習

対象：若手救急救命士19名 実習医療機関：A病院

イ 病態把握、観察要領、患者受入体制の理解を目的とした病院実習

対象：指導救命士、隊長級救急救命士30名 実習医療機関：B病院、C病院

(2) 実習評価表の改訂

医師から具体的な指導や助言を受け、さらに充実したフィードバックにすることを目的として、これまでの実習評価表に加え、医療機関に提出する前に、実習を終えて感じた疑問点や反省点などを救急救命士が記載する欄を追加し、双方向性の評価表とした。

7 今後の展望

今回の救急救命士の継続教育病院実習の改善により、救急救命士の静脈路確保実施成功率を飛躍的に向上させることができた。今後は、処置の実施成功率をさらに高め、その先にある心肺停止傷病者の救命率の向上に繋げていくために現状の課題を整理し、より効果の高い実習となるよう実習内容を随時アップデートしていく。

映像通報システム（Live 119）の運用について

映像通報システム（Live 119）は、令和5年4月の高機能消防指令センター更新に合わせて、新たな機能として運用を開始した。

119番通報の際に音声による現況把握が困難な場合に、消防指令センターから通報者への協力依頼を行い、映像による災害の状況や傷病の程度等の情報収集を行うことにより、通報現場のより正確な状況を把握し迅速で的確な消防・救急活動に繋げることを目的とする。

1 令和5年度 第2回検証会議の意見・提言について

- (1) 高齢者を対象とした普及啓発活動とスマートフォン取扱い習熟度の確認について
- (2) 「映像通報システム（Live 119）」のPR動画について

2 改善・取組状況について

- (1) 高齢者を対象とした普及啓発活動とスマートフォン取扱い習熟度の確認について

- ① 山形市老人クラブ連合会総会に出向し、PR活動と操作方法の展示を実施
 - ・山形市老人クラブ連合会総会 (会議資料写真1)
 - ・「映像通報システム（Live 119）」リーフレット (会議資料3-1)
 - ・24時間健康医療サービス塗り絵用紙 (会議資料3-2)他、携帯用名刺サイズの「24時間健康医療サービスカード」を配布。

- ② 山形市老人クラブ連合会主催のスマートフォン研修会に参加
 - ・スマートフォン研修会 (会議資料写真2)
 - ・スマートフォン研修会 教材 ※ 抜粋 (会議資料3-3)

- (2) 「映像通報システム（Live 119）」のPR動画について

- ① PR動画についてご指摘のあった「表情が硬い」箇所に協力依頼と注意喚起画像を挿入し修正した。(動画)
- ② 山形市役所の山形市消防本部内に動画を掲載しておりましたが、山形市役所ユーチューブチャンネルにも「Live 119のPR動画」を掲載した。
(アドレス掲示)
- ③ 「映像通報システム（Live 119）」運用要綱に「使用時提供画像」を追加した。(会議資料3-4)

山形市老人クラブ連合会総会



山形市老人クラブ連合会総会 L i v e 1 1 9 説明





山形市消防本部

Live119 — 映像伝送システム —

Live119は、119番通報時に伝えきれない現場状況をスマートフォンで撮影し、消防へ伝えることのできるサービスです。

消防が必要と判断したときに、通報者の電話番号に対してショートメッセージをお送りし、通報現場の撮影をお願いすることがあります。



1

ショートメッセージが届いたら、開いて確認します。



2

メッセージに書かれているURLにアクセスします。



3

画面の案内に従って操作し、撮影を開始します。



事前にアプリをダウンロードいただく必要はありません。迅速な消防・救急活動に繋げることができます。ご協力をよろしくお願いいたします。

Live119は「株式会社ドーン」の登録です。

山形市消防本部 Live119

山形市消防本部 通信指令課 山形市緑町4-15-7
TEL:023-634-1198 FAX:023-631-7320

119番に迷ったときは

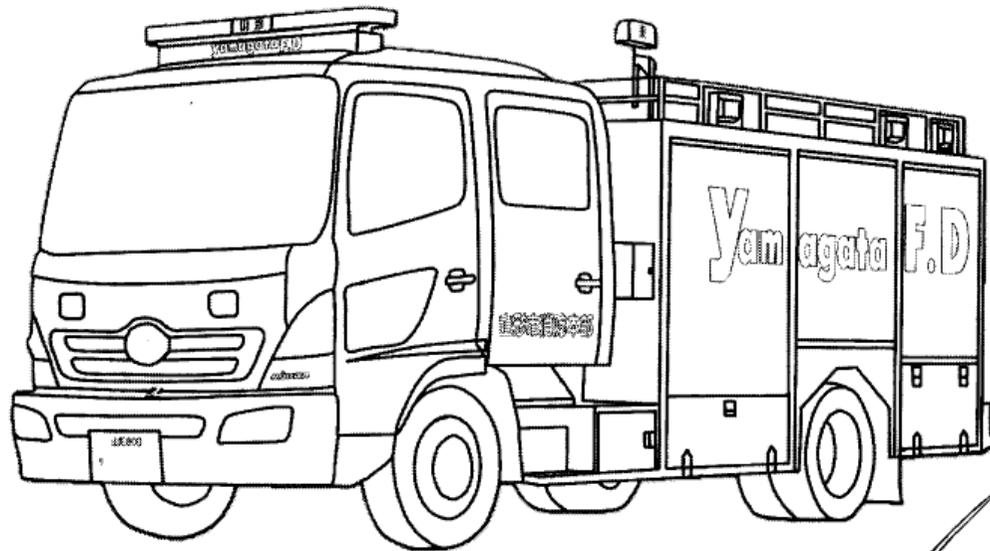
24時間健康医療相談サービス

0120-023-660

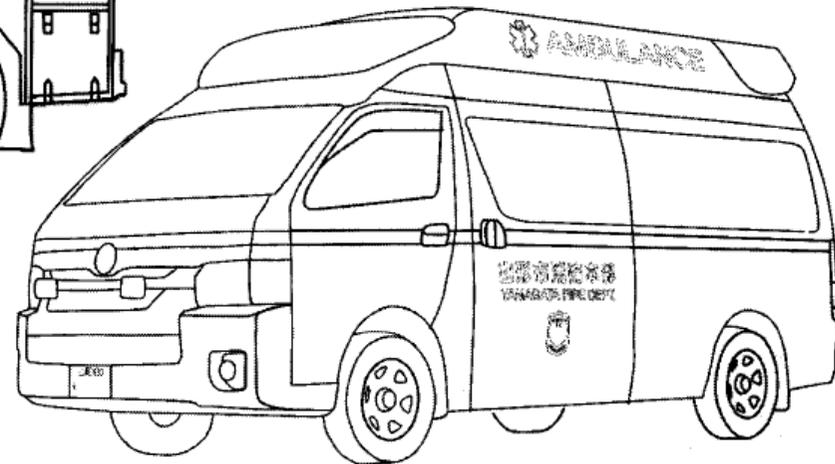
通話無料

※非通知設定ではご利用いただけません。

山形市・山辺町・中山町にお住まいの方が対象です



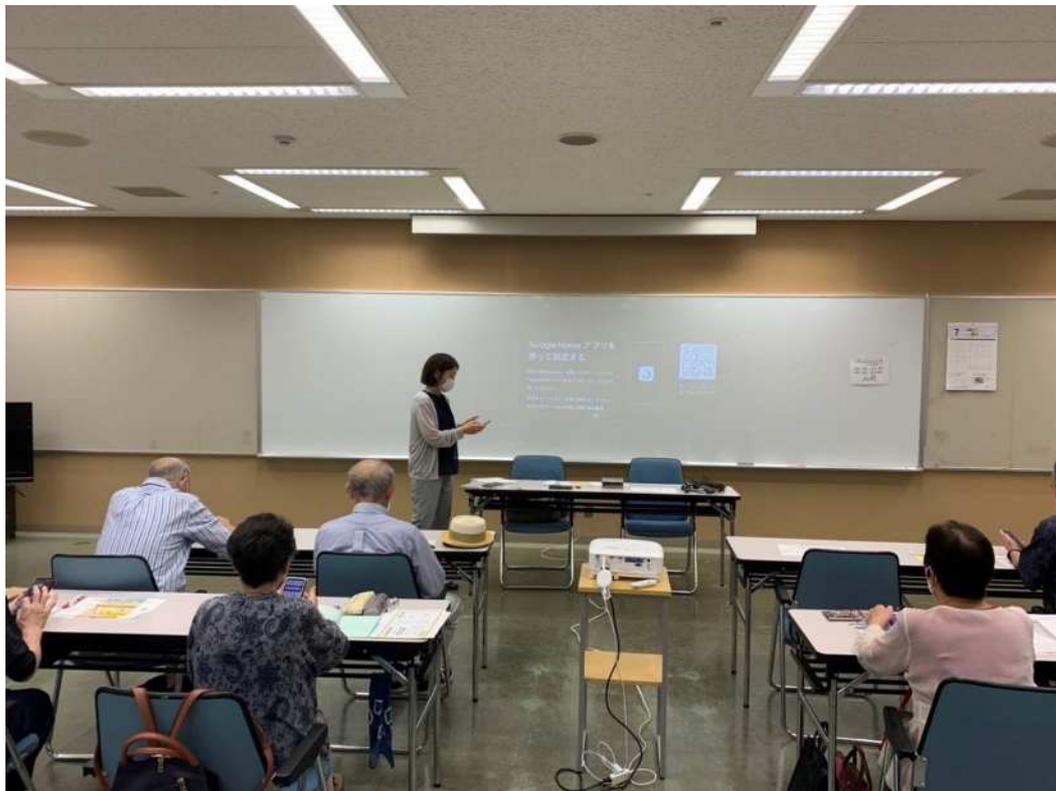
めりえしてね！



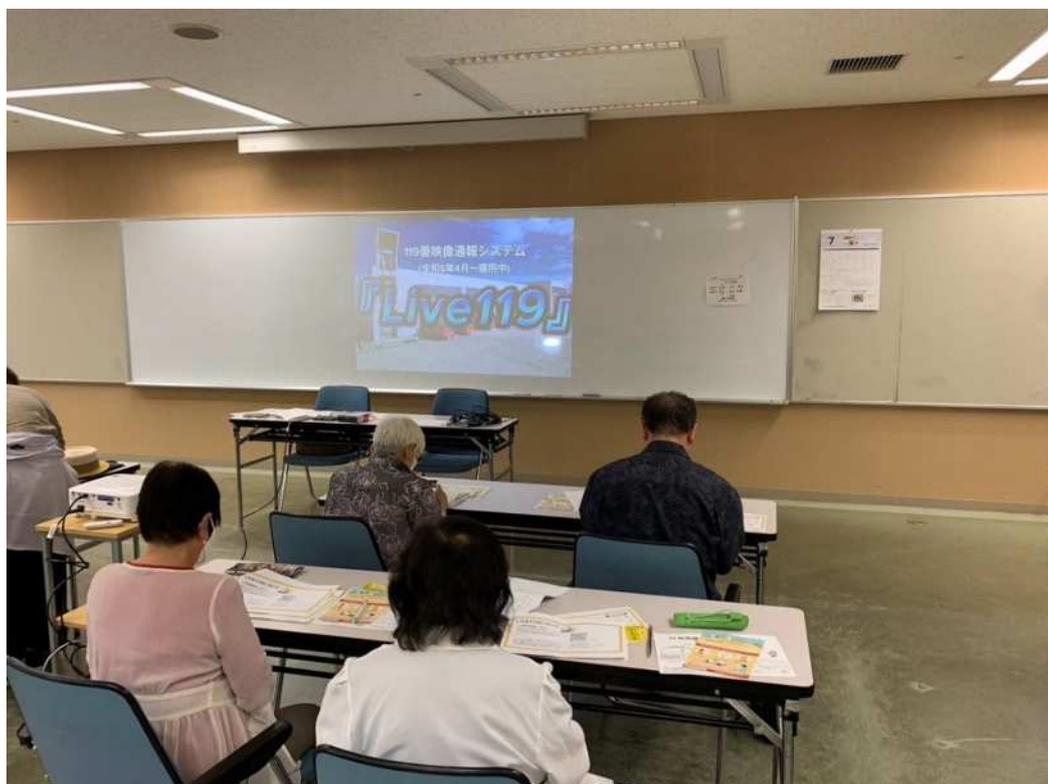
- ・専門スタッフが24時間無料で分かりやすくアドバイスいたします。
- ・あくまでも電話相談です！不安に思ったら医師の診察を受けてください。
- ・いざという時のために、事前に携帯電話アドレス帳への番号登録をお勧めします。

問合せ：山形市消防本部通信指令課 023-634-1198

スマートフォン研修会



スマートフォン研修会 Live 119 説明





令和6年度 山形市老人クラブ連合会
スマホ講座 基礎編

開催日：令和6年7月17日・18日

はじめに

スマホを使い始めてどのくらいになりますか？
 シニア世代でも、電話、カメラ、LINE（ライン）などをはじめ、健康管理（歩数・血圧・体重の記録など）、決済、各種予約など暮らしの中で日常的に使う方が増えています。

よく「スマホを使いこなしたい！」という声を聞きますが、使いこなすとは、難しい操作ができることを意味するわけではありません。
自分のやりたいことを、自分のペースで、自分ひとりで操作できること、これも十分に使いこなしていると言えます。

この講座では復習をはじめ、新しい便利で楽しくなるスマホの活用方法を学んでいきましょう。



1

LIVE119について



119映像通報システム

令和5年4月1日から山形市消防本部ではLive119の運用を開始しております。
 119番通報の際、通信指令員が必要と判断したときLive119を利用した映像伝送のご協力をお願いすることがあります。

Live119について

Live119とは、通常の119番通報に映像を加えることで、より正確な情報をリアルタイムに伝えることができる新しいシステムです。
 通報者が撮影する災害現場の映像を通信指令員がリアルタイムに認識したり、通報者に応急手当を実施していただくための映像を通信指令員から送信するなど、迅速な現場活動に役立っています。

（山形市役所ホームページより抜粋）



操作手順映像

スマホで操作すること

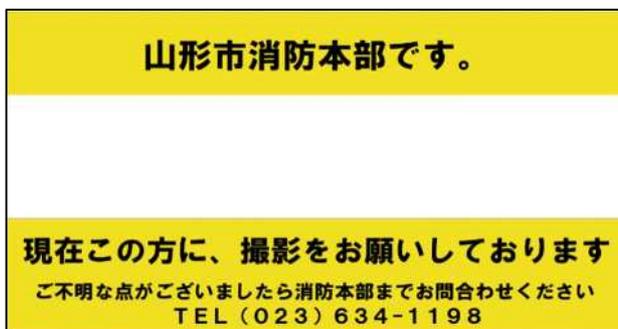
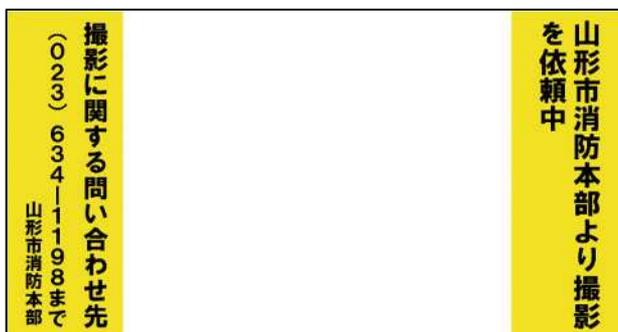
- ①119に電話をかける
- ②通話をスピーカーモードに切り替える
- ③ホーム画面に戻る
- ④ショートメールを受信する

17

映像通報システム（Live119）使用時提供画像について

画像を消防指令センターの映像通報システム（Live119）より撮影協力者のスマートフォン画面に表示することができる。

1、第三者でトラブルを抑制するために使用する画像



2、危険な場所からの撮影又は撮影によるトラブルの可能性がある場合等に使用する画像。

